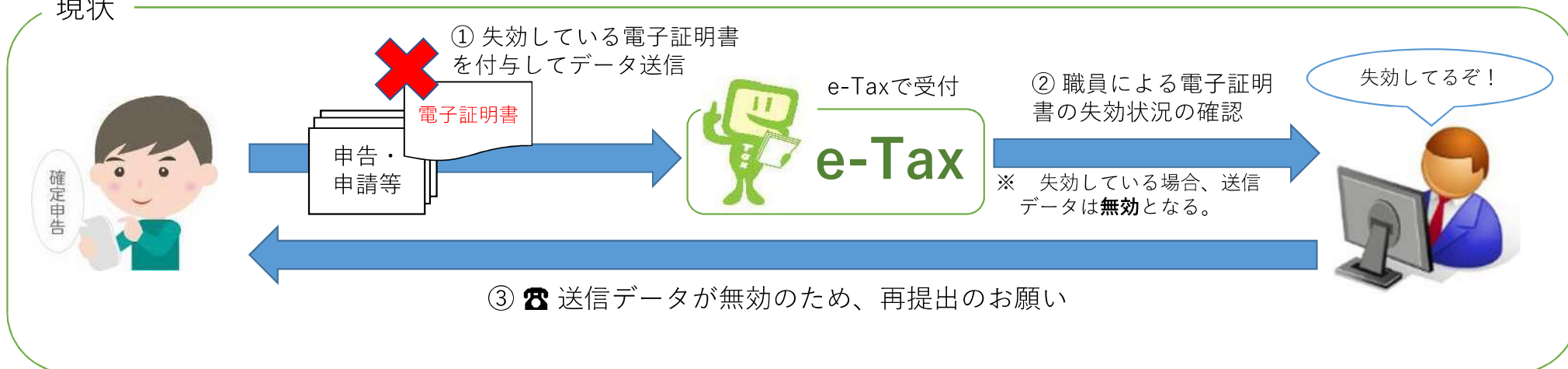


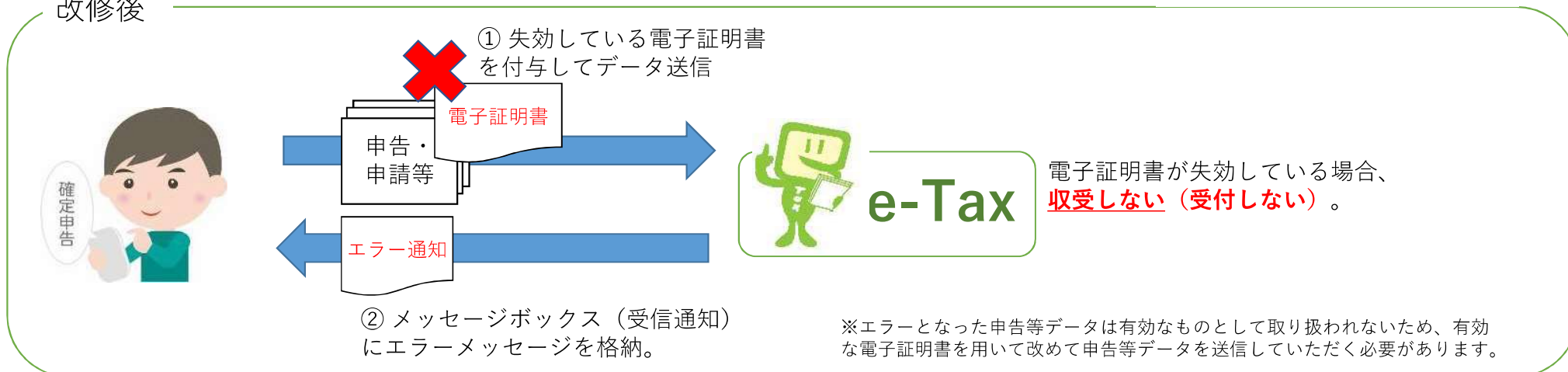
電子証明書の失効確認機能の改修について

現状



令和6年1月4日以降から適用

改修後



メッセージボックス一覧及び受信通知イメージ（改修後）

メッセージボックス一覧（受付システム）

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

受付システム

メッセージボックス一覧

この画面では、メッセージを格納してから120日以内のものを表示しています。
120日を経過したメッセージは、「過去分表示」ボタンを押し、「メッセージボックス一覧（過去分）」画面より確認してください。
別のフォルダのメッセージを表示したい場合は「フォルダ切り替え」ボタンを押してください。
メッセージを別フォルダに移動する場合には、移動したいメッセージの選択欄にチェックマークをつけて、「メッセージ移動」ボタンを押してください。
メッセージを削除する場合には、削除したいメッセージの選択欄にチェックマークをつけて、「ゴミ箱へ入れる」ボタンを押してください。
委任関係を登録している税理士にメッセージを共有する場合には、共有したいメッセージの選択欄にチェックマークをつけて、「メッセージ共有」ボタンを押してください。
「メッセージを共有する税理士の選択」画面にて税理士を選択して、「共有許可」ボタンを押してください。

利用者識別番号
1013911903107013

受信メッセージ フォルダ切り替え

共通フォルダ（直近分）を表示しています。
20件のメッセージが格納されています。

過去分表示 ゴミ箱表示 共有メッセージ一覧表示

格納日時	受付日時	受付番号	手続き名	氏名又は名称	受付結果	選択
2023/09/19 11:47:22	2023/09/19 11:47:21	20230919114721831318	所得税及び復興特別所得税申告	個人 華子	エラー情報あり	<input type="checkbox"/>

先頭へ 前へ 1ページ 次へ 最後へ メッセージ共有 メッセージ移動 ゴミ箱へ入れる

過去分表示 ゴミ箱表示 共有メッセージ一覧表示

メニューに戻る

国税庁 Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL RIGHTS RESERVED.

受付結果の表示
エラー情報あり

エラー情報の詳細を表示

受信通知（受付システム）

国税電子申告・納税システム (e-Tax) ログイン中

受付システム

受信通知

送信されたデータには、次のような不備が認められます。
内容を確認し、補正を行った上で再度送信していただくか、書面より提出してください。

申告等内容

提出先	仙台北税務署
利用者識別番号	1013911903107013
氏名又は名称	個人 華子
受付番号	20231208131640125319
受付日時	2023/12/08 13:16:40
年分	令和04年分
種目	所得税及び復興特別所得税
所得金額	6,480,000円
第3期分の税額	納める税金 1,021,000円 還付される税金 -
エラー情報	HUBHXXE:申告書等データに利用した電子証明書は、失効しています。発行元の認証局にご確認の上、再度送信してください。
「所得金額」欄について	所得金額は、申告書第一表の所得金額欄の「合計」欄の金額を表示していません。

送信されたデータは、「ダウンロード (XML形式)」ボタンよりダウンロードすることができます。
個人番号欄に記載された個人番号は、表示されません。

ダウンロード (XML形式)

閉じる

国税庁 Copyright © NATIONAL TAX AGENCY ALL RIGHTS RESERVED.

主なエラーメッセージ一覧（改修後）

チェック内容	エラーメッセージ
申告・申請等データに添付した電子証明書が失効している場合	申告書等データに利用した電子証明書は、失効しています。 発行元の認証局にご確認の上、有効な電子証明書で再度送信してください。
申告・申請等データに添付した電子証明書がe-Taxで使用できない場合	申告書等データに利用した電子証明書は、 e-Tax では利用できません。 e-Tax ホームページ（ https://www.e-tax.nta.go.jp ）で利用可能な電子証明書をご確認の上、再度送信してください。
申告・申請等データに添付した電子証明書の有効期間が切れている場合	申告書等データに利用した電子証明書は、有効期間が切れています。 電子証明書を更新し、 e-Tax に登録の上、再度送信してください。
（その他） 電子証明書が確認できない場合	電子証明書の失効確認時にエラーが発生しました。 お手数ですが、 e-Tax ホームページ（ https://www.e-tax.nta.go.jp ）のよくある質問をご確認ください。

※ 電子的控除証明書等の第三者が作成した書類に添付されている電子証明書については、失効している場合でも従来と同様エラーとしない。ただし、利用者本人が作成したイメージデータ（PDFファイル）については、エラーの対象となる。